

介護報酬の算定構造(案)

地域密着型サービス

平成24年度4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時訪問介護看護費

- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス

8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (6,670 単位)	×98/100	-145単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき +500単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上ター ミナルケアを 行った場合 +2,000単 位
		要介護2 (11,120 単位)		-242単位						
		要介護3 (17,800 単位)		-386単位						
		要介護4 (22,250 単位)		-483単位						
		要介護5 (26,700 単位)		-580単位						
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (9,270 単位)		-201単位						
		要介護2 (13,920 単位)		-302単位						
		要介護3 (20,720 単位)		-450単位						
		要介護4 (25,310 単位)		-550単位						
		要介護5 (30,450 単位)		-661単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)	要介護1 (6,670 単位)	-145単位								
	要介護2 (11,120 単位)	-242単位								
	要介護3 (17,800 単位)	-386単位								
	要介護4 (22,250 単位)	-483単位								
	要介護5 (26,700 単位)	-580単位								
ハ 初期加算 単位) (1日につき +30										
ニ 退院時共同指導加算 一 体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可 能 単位) (1回につき +600										
ホ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +500単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +350単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +350単位)									
ヘ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×40/1000×90/100)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×40/1000×80/100)									
： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、 介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目										

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,760単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×40/1000×90/100)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×40/1000×80/100)		
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注					
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合			
イ 認知症対応型通所介護費 (I)	(1) 認知症対応型通所介護費(i)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (589 単位)	×63/100										
			要介護2 (648 単位)											
			要介護3 (708 単位)											
			要介護4 (768 単位)											
			要介護5 (827 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (904 単位)											
			要介護2 (1,001 単位)											
			要介護3 (1,097 単位)											
			要介護4 (1,194 単位)											
			要介護5 (1,291 単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (1,030 単位)										9時間以上10時間未満の場合 +50単位	
			要介護2 (1,141 単位)											
			要介護3 (1,253 単位)											10時間以上11時間未満の場合 +100単位
			要介護4 (1,365 単位)											
			要介護5 (1,477 単位)											
	(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (533 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位		
			要介護2 (586 単位)											
			要介護3 (639 単位)											
			要介護4 (693 単位)											
			要介護5 (746 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (813 単位)											
			要介護2 (899 単位)											
			要介護3 (986 単位)											
			要介護4 (1,072 単位)											
(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (924 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位												
	要介護2 (1,024 単位)													
	要介護3 (1,124 単位)		10時間以上11時間未満の場合 +100単位											
	要介護4 (1,224 単位)													
	要介護5 (1,324 単位)			11時間以上12時間未満の場合 +150単位										
ロ 認知症対応型通所介護費 (II)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (268 単位)	×63/100											
		要介護2 (278 単位)												
		要介護3 (287 単位)												
		要介護4 (297 単位)												
		要介護5 (307 単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (436 単位)												
		要介護2 (451 単位)												
		要介護3 (467 単位)												
		要介護4 (483 単位)												
		要介護5 (499 単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (503 単位)										9時間以上10時間未満の場合 +50単位		
		要介護2 (521 単位)												
		要介護3 (539 単位)											10時間以上11時間未満の場合 +100単位	
		要介護4 (557 単位)												
		要介護5 (575 単位)												11時間以上12時間未満の場合 +150単位
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき 6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×29/1000×90/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×29/1000×80/100)													
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 (11,430 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要介護2 (16,325 単位)				
	要介護3 (23,286 単位)				
	要介護4 (25,597 単位)				
	要介護5 (28,120 単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000×90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×42/1000×80/100)				
： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注		注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (802 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		
		要介護2 (840 単位)						
		要介護3 (865 単位)						
		要介護4 (882 単位)						
		要介護5 (900 単位)						
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (789 単位)				1日につき +25単位		
		要介護2 (827 単位)						
		要介護3 (852 単位)						
		要介護4 (869 単位)						
		要介護5 (886 単位)						
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (832 単位)	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位		
		要介護2 (870 単位)						
		要介護3 (895 単位)						
		要介護4 (912 単位)						
		要介護5 (930 単位)						
	(2) 短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (819 単位)						
		要介護2 (857 単位)						
		要介護3 (882 単位)						
		要介護4 (899 単位)						
		要介護5 (916 単位)						
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)							
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×39/1000×90/100)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×39/1000×80/100)							

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (560 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
	要介護2 (628 単位)				
	要介護3 (700 単位)				
	要介護4 (768 単位)				
	要介護5 (838 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (560 単位)	× 70 / 100			1日につき +10単位
	要介護2 (628 単位)				
	要介護3 (700 単位)				
	要介護4 (768 単位)				
	要介護5 (838 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 30 / 1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 30 / 1000 × 90 / 100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 30 / 1000 × 80 / 100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合	介護・看護職 員又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットにお ける体制が未 整備である場 合	日常生活継続支 援加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置 加算	準ユニットケア 加算	個別機能訓 練加算	若年性認知 症入所者受 入加算	専従の常勤 医師を配置し ている場合	精神科医師に よる療養指導 が月2回以上 行われている 場合	障害者生活支 援体制加算														
イ 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉	要介護1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位																								
		要介護2 (647 単位)																												
		要介護3 (719 単位)																												
		要介護4 (789 単位)																												
		要介護5 (858 単位)																												
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に整備)〉	要介護1 (630 単位)																												
		要介護2 (699 単位)																												
		要介護3 (770 単位)																												
		要介護4 (839 単位)																												
		要介護5 (907 単位)																												
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以後に新設)〉	要介護1 (623 単位)																												
		要介護2 (691 単位)																												
		要介護3 (762 単位)																												
		要介護4 (831 単位)																												
		要介護5 (898 単位)																												
ロ ユニット型 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (659 単位)	×97/100																											
		要介護2 (729 単位)																												
		要介護3 (802 単位)																												
		要介護4 (872 単位)																												
		要介護5 (941 単位)																												
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (659 単位)																												
		要介護2 (729 単位)																												
		要介護3 (802 単位)																												
		要介護4 (872 単位)																												
		要介護5 (941 単位)																												
ハ 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(1) 経過的地域 密着型介護福祉 施設サービス費 (1日につき)	(一) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (738 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+23 単位																							
			要介護2 (804 単位)																											
			要介護3 (875 単位)																											
			要介護4 (941 単位)																											
			要介護5 (1,007 単位)																											
		(二) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前 に整備)〉	要介護1 (789 単位)																											
			要介護2 (853 単位)																											
			要介護3 (924 単位)																											
			要介護4 (989 単位)																											
			要介護5 (1,054 単位)																											
	(2) 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (738 単位)																											
			要介護2-3 (844 単位)																											
			要介護4-5 (973 単位)																											
			要介護1 (789 単位)																											
			要介護2-3 (894 単位)																											
		要介護4-5 (1,021 単位)																												
		(二) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前 に整備)〉	要介護1 (780 単位)																											
			要介護2-3 (885 単位)																											
			要介護4-5 (1,011 単位)																											
			要介護1 (780 単位)																											
	要介護2-3 (885 単位)																													
	要介護4-5 (1,011 単位)																													
	(1) ユニット型 介護老人福祉 施設における 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(一) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (808 単位)														×97/100													
			要介護2 (874 単位)																											
			要介護3 (945 単位)																											
要介護4 (1,012 単位)																														
要介護5 (1,078 単位)																														
(二) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉		要介護1 (808 単位)																												
		要介護2 (874 単位)																												
		要介護3 (945 単位)																												
		要介護4 (1,012 単位)																												
		要介護5 (1,078 単位)																												
(2) ユニット型 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)		(一) ユニット旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (808 単位)																											
			要介護2-3 (915 単位)																											
		要介護4-5 (1,044 単位)																												
		(二) ユニット旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (808 単位)																											
			要介護2-3 (915 単位)																											
要介護4-5 (1,044 単位)																														

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ヌ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
ヨ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
タ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)	
シ 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
ツ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ネ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ナ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×25/1000)	注 所定単位は、イからネまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×25/1000×90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×25/1000×80/100)	

8 複合型サービス

基本部分		注		注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)	
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1 (13,255 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-30単位	
	要介護2 (18,150 単位)				-925単位	-30単位	
	要介護3 (25,111 単位)				-925単位	-30単位	
	要介護4 (28,347 単位)				-1,850単位	-60単位	
	要介護5 (31,934 単位)				-2,914単位	-95単位	
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算)						
	(2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)						
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位を加算)							
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)							
ヘ 緊急時訪問看護加算 (1月につき 540単位を加算)							
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(I) (1月につき 500単位を加算)						
	(2) 特別管理加算(II) (1月につき 250単位を加算)						
チ ターミナルケア加算 (1月につき 2,000単位を加算)				注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合			
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1月につき 500単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)						
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×42/1000)			注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000×90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×42/1000×80/100)						
						： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目	

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護通所介護を行う場合	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (515 単位)	×70/100	×70/100	×63/100								
			要支援2 (570 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (782 単位)											
			要支援2 (873 単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (890 単位)											
			要支援2 (995 単位)											
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (465 単位)											
			要支援2 (516 単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (703 単位)											
			要支援2 (785 単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (800 単位)											
			要支援2 (893 単位)											
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (249 単位)												
		要支援2 (263 単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (404 単位)												
		要支援2 (427 単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (466 単位)												
		要支援2 (493 単位)												
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000×90/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×29/1000×80/100)													
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 (4,469 単位) 要支援2 (7,995 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
ロ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)				
ハ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000×90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×42/1000×80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
: 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注		注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (798 単位) (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (785 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (828 単位) (2) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (815 単位)								
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×39/1000×90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×39/1000×80/100)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計							
※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。									

38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	1 なし 2 あり					
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型						
				夜間ケア加算	1 なし 2 あり						
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり						
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可						
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算1 3 加算II						
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III						
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III						
36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり					
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり						
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可						
				看取り介護加算	1 なし 2 あり						
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III						
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり					
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可						
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III						
54	地域密着型 介護老人福祉施設	1 地域密着型介護福祉施設 2 サテライト介護福祉施設 3 ユニット型地域密着型 介護福祉施設 4 ユニット型サテライト型 地域密着型介護福祉施設	1 経過的 施設以外 2 経過的 施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり					
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員						
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可						
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり						
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり						
				看護体制加算	1 なし 2 あり						
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり						
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可						
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり						
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり						
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり						
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり						
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり						
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり						
				療養食加算	1 なし 2 あり						
				看取り介護体制	1 なし 2 あり						
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可						
				小規模拠点集合体制	1 なし 2 あり						
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算1 3 加算II						
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III						
									介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III	
				77	複合型サービス				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
									緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
特別管理体制	1 対応不可 2 対応可										
ターミナルケア体制	1 なし 2 あり										
サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III										
介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III										

74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III	
				75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	
職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員					
サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III					
介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III					
37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型				職員の欠員による減算の状況
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				夜間ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算1 3 加算II	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III	
				39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I型 2 II型
夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型					
夜間ケア加算	1 なし 2 あり					
若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算1 3 加算II					
サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III					
介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III					